

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



住友生命のお問合せ窓口

0120-506154

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後6時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号（お客さま番号）をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。



お知らせ

「スミセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内等についてお知らせします。

- 郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。



ホームページ

住友生命

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）や契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 P7をご確認ください。

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2022年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

◎代業-21-0201(2022.4) 631A0L0D22-1-33333333

住友生命

2022年4月版

相続対策をお考えのお客さまへ

ふるは〜と
ロード plus プラス

5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）

お客さまの様々な想いを
形にできる**生命保険**です。

セカンドライフの
資金計画に

のこせる

ふやせる

つかえる

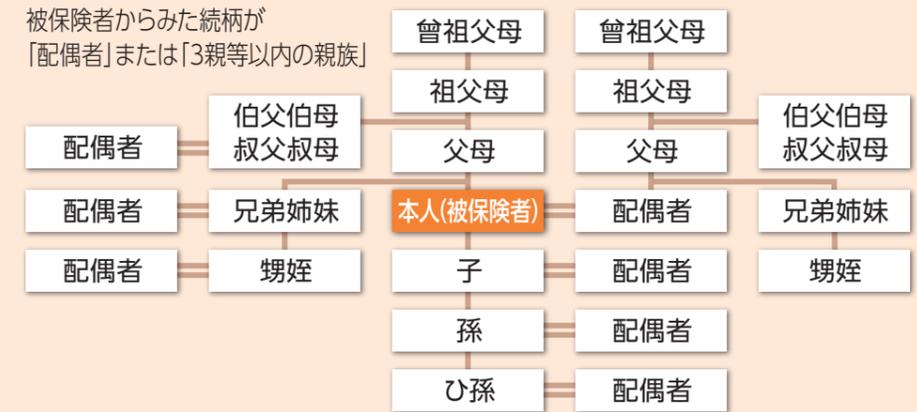
ふるはーとJロードプラスは、健康状態に関する告知なく(職業のみの告知)、15歳～90歳^(※1)の方がお申し込みいただける生命保険です。

のこせる

相続対策にお役立ていただけます。

- あらかじめ指定した受取人に、のこしたい金額を指定してのこせます。
- 原則遺産分割協議の対象外^(※2)となり、請求手続きから原則5営業日以内にお支払い^(※3)しますので、スムーズに現金化できます。

〈以下の範囲から死亡保険金受取人をご指定いただけます〉



生命保険金の**相続税非課税枠**をご活用いただけます。

〈生命保険金の相続税非課税枠〉

$$\text{非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

※ただし、契約者と被保険者が同一人で死亡保険金受取人が相続人の場合



記載の内容は2022年4月現在の税制によります。今後、税制の変更税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や

ふやせる

ご契約後一定期間^(※4)が経過すると**死亡保障は一時払保険料より大きくなります。**

つかえる

将来、お金が必要になったら**ご自由にお使いいただけます。**

ライフプランにあわせ、将来の終身保障の全部または一部をお受け取りいただき、ご自身で使うこともできます。かえて、解約返戻金

〈ご希望に合わせて受取方法をお選びいただけます〉



(※1) 金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。

(※2) 生命保険金は、受取人固有の財産であり遺産分割協議(遺産分割にかかる相続人同士の話し合い)の対象外とされています。

(※3) 完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金詳細は「ご契約のしおり-定款・約款」の『死亡保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。

(※4) 5年間または10年間(ご契約年齢によって異なります)

います。ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合には、他の相続財産の遺産分割協議に影響する場合があります。などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。

ふるはーとJロードプラスのしくみ

→ ご契約時

- ✓ **職業のみの告知**で **15歳～90歳^(*)**の方がお申し込みいただけます。
- ✓ **死亡給付金額、(災害)死亡保険金額、解約返戻金額は円建てでご契約時に確定します。**

(*)金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢があります。

→ 第1保険期間

- 契約年齢 15歳～49歳の方：契約日から**10年間**
 契約年齢 50歳～90歳^(*)の方：契約日から**5年間**
- ✓ **死亡給付金**は**一時払保険料相当額**となります。
 - ✓ **災害死亡保険金**(交通事故などでお亡くなりになった場合は、**第2保険期間の死亡保険金額と同額**となります。

→ 第2保険期間

- 第1保険期間満了日の翌日から**一生涯**
- ✓ **死亡保険金**は**一時払保険料を上回る金額**となります。
 - ✓ 将来の終身保障の全部または一部にかえて、**解約返戻金**を原資として年金でお受け取りいただくこともできます。
- 詳細** 「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 5」をご確認ください。

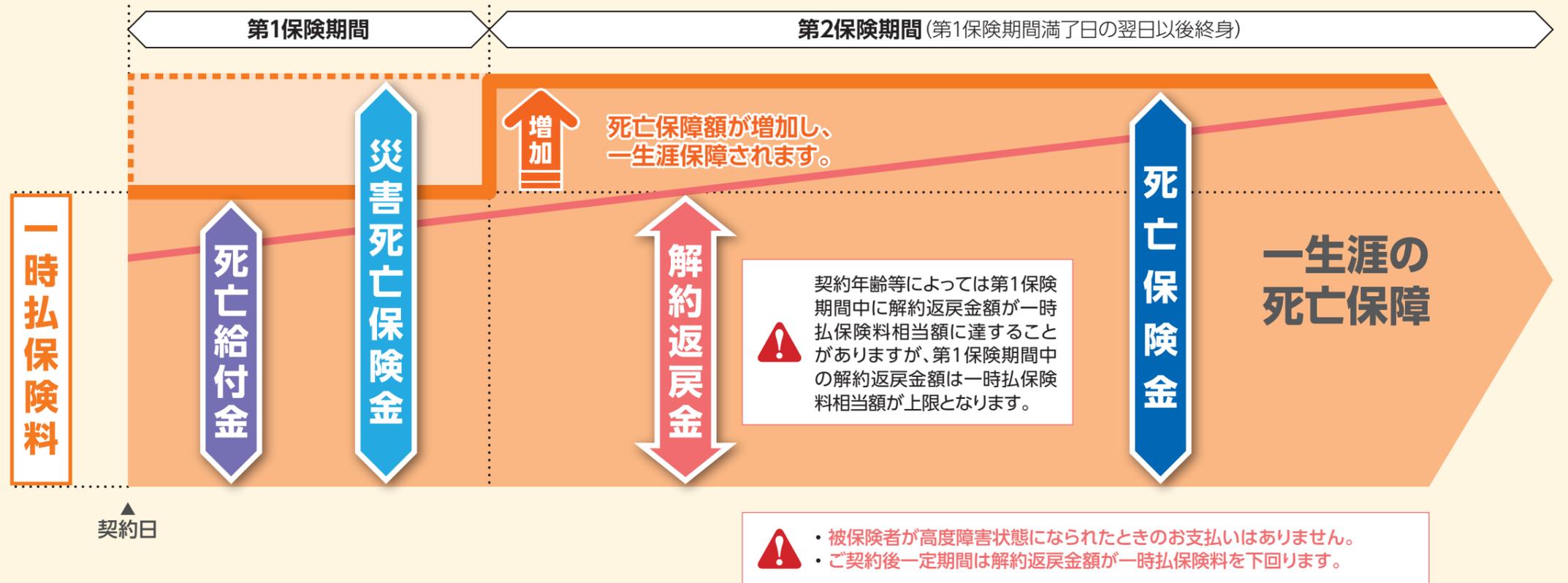
しくみ図(イメージ)

ご契約時の予定利率について

- 金利情勢に応じて毎月1日に設定し、月末まで適用されます。
- したがって、お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。

適用される予定利率が変わる場合、**死亡保険金額、解約返戻金額等も変わります**。また、金利情勢によっては、**新規ご契約のお取扱いができないこともあります**。

死亡保険金額、解約返戻金額等の詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。



死亡給付金

被保険者が第1保険期間中に死亡されたときにお支払いするお金のことをいい、一時払保険料相当額となります。ただし、災害死亡保険金と重複してはお支払いしません。

災害死亡保険金

被保険者が第1保険期間中に、不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたとき等にお支払いするお金のことをいいます。第2保険期間中の死亡保険金額と同額となります。

死亡保険金

被保険者が第2保険期間中に死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。

ご契約後の安心サービス

スミセイのご家族アシストプラス

動画で簡単にポイントをご理解いただけます。 [動画視聴はコチラ](#)



無料

「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」のサービス・制度があります。

ご家族登録サービス

+ 契約者代理制度



ご利用にあたっては利用申込みが必要です。ご契約時にあわせてお申し込みください。

ご家族登録サービス

あらかじめ、配偶者さまやお子さまなどのご家族を登録いただきます。

POINT

●あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。

●契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。

たとえばこんなとき安心

高齢の親の契約内容を
確認したいとき



急な転居で契約者と連絡が
とれないとき

大切な通知物を受け取る
ことができない



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ①各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ②ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

契約者代理制度

あらかじめ、契約者代理人を指定いただきます。

POINT

●契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。

たとえばこんなとき安心

契約内容の変更をしたいが、
契約者の意識がなく誰も
お手続きができない



認知機能の低下で、契約者
自身では住所変更のお手
続きができない



※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例

- 住所変更
 - 保険金の減額
 - 解約
- 等

対象外となるお手続き

- 契約者代理人の変更
- 保険金等の受取人の変更
- 契約者の変更

契約者代理人に指定できる方について

以下のいずれかに該当する場合、契約者代理人に**指定**できます。

- 契約者の戸籍上の配偶者、直系血族
- 契約者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいない場合は甥姪)
- 契約者と同居し、または契約者と生計を一にしている契約者の3親等内の親族
- 契約者と同居し、または契約者と生計を一にしている契約者の3親等内の親族以外の方で、かつ住友生命が認める方
- 契約者の療養看護に努め、または契約者の財産管理を行っている方であり、かつ住友生命が認める方
- その他上記と同等の事情があるとして住友生命が認める方

※契約者代理人はご家族登録サービスに登録した方から1人を指定いただくため、ご家族登録サービスも、上記に該当する方を登録すること(最大2名)をお奨めします。

詳細 「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 5」をご確認ください。

契約者代理制度のご利用にはご家族登録サービスの申込みが必要となります。

記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

ご契約後の安心サービス

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます！

スミセイダイレクトサービス

契約内容を確認したいとき

契約内容照会

ご加入いただいた住友生命の保険契約一覧や、個々の契約内容をご確認いただけます。

契約内容



スミセイ安心だより

年1回お客さまの契約内容についてお知らせする「スミセイ安心だより」をご確認いただけます。

安心だより



各種お手続きをしたいとき

各種お手続き

住所・電話番号・メールアドレスなどの変更に加え、出金取引のご利用、ご家族登録サービス・保険契約者代理特約の登録や変更手続きも可能です。

手続き



生命保険料控除証明書が欲しいとき

生命保険料控除証明書の電子発行

電子的控除証明書のダウンロードができるので、必要なときにご活用いただけます。

控除証明書



マイナンバー(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

[スミセイダイレクトサービスお申込み方法について]

- ① ご契約時にあわせてお申し込みください。
 - ② 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
 - ③ 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。
- ※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始されたい場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからもログイン画面へアクセス可能です。



※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。

※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

税務のお取扱い



記載の内容は2022年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家に相談・ご確認ください。

ご契約時のお取扱い

ご契約時にお払い込みいただいた保険料は、その年の「一般生命保険料控除」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

死亡給付金・(災害)死亡保険金を受け取った場合のお取扱い

死亡給付金・(災害)死亡保険金を受け取った場合の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Aさん	Aさん	Bさん	相続税(*1)
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得(*2)) + 住民税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

終身保障の全部または一部にかえて一時金化(解約または減額)した場合のお取扱い

契約者が受け取る解約返戻金に対して所得税(一時所得(*2)) + 住民税が課税されます。

終身保障の全部または一部にかえて年金受取を選択した場合のお取扱い

年金受取時の課税(*3)

年金種類	年金受取時の課税の種類	年金受取開始後の一時金受取時の課税の種類
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税
保証期間付終身年金		所得税(雑所得) + 住民税

年金受取人死亡時の課税

年金受給権(年金として受け取る権利)が相続税や贈与税の対象となります。

- (*1) 死亡給付金・(災害)死亡保険金には、相続税非課税枠(契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数)があります。
- (*2) 一時所得の課税対象額 = {収入〔解約返戻金額または死亡給付金額・(災害)死亡保険金額〕 - 必要経費〔一時払保険料〕 - 特別控除} × 1/2
特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。
- (*3) 契約者と年金受取人が異なる場合、年金受給権(年金として受け取る権利)の評価額に対して贈与税が課されることとなります。年金受取時は、各年の年金収入金額を所得税の「課税部分」と「非課税部分」に振り分け、「課税部分」にのみ所得税・住民税が課されることとなります。また、雑所得の金額は、「課税部分」の年金収入金額から対応する必要経費(支払保険料)を差し引いた金額となります。

詳細 「ご契約のしおり一定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。

